

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会
家族性腫瘍カウンセラー制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会（以下、日本遺伝性腫瘍学会という）は、がん医療に関わる腫瘍学と遺伝学に精通し、家族性腫瘍患者・家族が適切な医療が受けられるに支援することができる人材の養成、家族性腫瘍に関する知識の普及と医療活動の向上を目的として本規則を制定する。

(制度)

第2条 日本遺伝性腫瘍学会では、前条の目的を達成するために家族性腫瘍カウンセラー制度を設ける。

(制度の運用)

第3条 日本遺伝性腫瘍学会では、家族性腫瘍カウンセラー制度の運用のために遺伝性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度小委員会（以下、小委員会）および事務局を置く。

第2章 家族性腫瘍カウンセラー制度

(定義)

第4条 家族性腫瘍カウンセラーは、遺伝医療に関わる専門職である臨床遺伝専門医あるいは非医師の認定遺伝カウンセラーの資格を有する者が一定の単位を取得した場合に授与する称号である。

(役割)

第5条 家族性腫瘍カウンセラーは、以下の役割を果たすことが期待される。

- (1) 患者の臨床背景および家族歴から家族性腫瘍が疑われる患者を拾い上げ、遺伝カウンセリングと遺伝学的検査を実施している医療部門と連携し、患者とその家族が家族性腫瘍に関する遺伝医療を受けられるように調整（コーディネーション）する。
- (2) 家族性腫瘍患者と血縁者が生涯にわたって適切な腫瘍のサーベイランスを受けられるように支援する。
この場合のサーベイランスとは、家族性腫瘍の特徴である多発がんの早期発見と治療および将来の発症の予防に必要な医学的管理をいう。
- (3) 家族性腫瘍患者と家族に対して腫瘍の発症の予防と早期発見に役立つ行動の啓発とサポートを行う。
- (4) 勤務する医療機関において家族性腫瘍の診療に役立つ情報の提供を行う。
- (5) 臨床遺伝専門医あるいは非医師の認定遺伝カウンセラーとして家族性腫瘍が疑われる患者あるいは家系を対象に遺伝医療あるいは遺伝カウンセリングを提供することが期待される。

(申請資格)

第6条 家族性腫瘍カウンセラーとして認定を受けようとする者は、次の各号に掲げるすべてに合致するものに家族性腫瘍カウンセラーの称号を、審査の上授与する。

- (1) 日本遺伝性腫瘍学会の入会歴が申請時点で3年以上経過していること
- (2) 日本遺伝性腫瘍学会が開催する遺伝性腫瘍セミナー（旧家族性腫瘍セミナー）を申請時点で3回以上受講していること
- (3) 日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会が認定する臨床遺伝専門医および非医師の認定遺伝カウンセラーであること

(申請の手続き)

第7条 認定を希望するものは以下の各号に掲げる書類に所定の審査料を添えて、HTC/FTC 制度小委員会事務局に申請しなければならない。

- (1) 家族性腫瘍カウンセラー申請書
- (2) 履歴書
- (3) 遺伝性腫瘍セミナー（旧家族性腫瘍セミナー）の受講の修了証（過去5年以内3回分）
- (4) 申請に必要な医療職等の資格を証明するもの
- (5) その他必要書類一式（詳細は細則に定める）

(証書)

第8条 家族性腫瘍カウンセラーの申請の受付は年1回とし、第7条の要件を満たしていることを小委員会で審査のうえ、日本遺伝性腫瘍学会理事長が称号証書を交付する。

(更新)

第9条 家族性腫瘍カウンセラーの認定期間は5年とし、5年毎に認定を更新する。

(生涯教育)

第10条 家族性腫瘍カウンセラーは、家族性腫瘍の診療に役立つ以下のサービスを利用することができる。

- (1) 遺伝性腫瘍セミナー（旧家族性腫瘍セミナー）参加申し込みの優先予約
- (2) 家族性腫瘍のカウンセリングに有用なリソース（必要により実費負担を求めることがある）。
 - (i) 遺伝性腫瘍セミナー（旧家族性腫瘍セミナー）テキスト
 - (ii) 遺伝性腫瘍セミナー（旧家族性腫瘍セミナー）講義スライド
 - (iii) 家族性腫瘍に関する資料等

(他学会との連携)

第 11 条 日本遺伝性腫瘍学会が開催する遺伝性腫瘍セミナー（旧家族性腫瘍セミナー）への出席は家族性疾患あるいはがん医療に関連する学会の資格認定あるいは更新に必要な研修単位として利用することができる（利用が認められている資格およびこれを所管する学会等の詳細については細則を参照のこと）。

(家族性腫瘍カウンセラーの取り消し)

第 12 条 家族性腫瘍カウンセラーとして称号を授与されたものが以下の各号のいずれかに該当する場合、小委員会は称号を取り消すことができる。

- (1) 認定を辞退したとき
- (2) 第 6 条、第 7 条の各号における申請時の書類記載事項に事実と重大な相違があり、称号の付与条件に欠けるものがあると認められるとき
- (3) 医療職の資格を喪失したとき
- (4) 日本遺伝性腫瘍学会会員の学会員でなくなったとき
- (5) 日本遺伝性腫瘍学会理事会が家族性腫瘍カウンセラーとしてふさわしくないと認めたとき
- (6) 有効期間が経過後、更新の申請が行われず 3 年以上経過したとき

第 3 章 小委員会および事務局

(小委員会)

第 13 条 小委員会は、以下の各号に掲げる事項を審議し、日本遺伝性腫瘍学会理事会に報告する。

- (1) 家族性腫瘍カウンセラー申請者の審査に関すること
- (2) 認定試験の問題作成及び実施に関すること。
- (3) 家族性腫瘍カウンセラーの登録・称号証書の交付に関すること。
- (4) 家族性腫瘍カウンセラーの生涯教育に関すること
- (5) 家族性腫瘍カウンセラーの認定試験に関すること
- (6) 家族性腫瘍カウンセラーの更新の審査に関すること
- (7) その他、家族性腫瘍カウンセラー制度の運用に関すること

(小委員会委員)

第 14 条 小委員会は日本遺伝性腫瘍学会理事会から推薦された委員で構成する。それぞれの委員の担当する分野および人数に関しては別途定める。

- (1) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない
- (2) 委員に欠員が生じたときは、理事会の推薦により補充する
- (3) 小委員会に委員長を置く

(会議)

第 15 条 小委員会会議は全委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

(事務局)

第 16 条 事務局は、家族性腫瘍カウンセラー制度の運用に必要な事務を担当する。

第 4 章 補則

(規則の改訂)

第 17 条 この規則は、日本遺伝性腫瘍学会理事会の承認を得て、改正することができる。

(その他の基準)

第 18 条 経過措置、およびその他の制度運用に必要なことについては、日本遺伝性腫瘍学会理事会の了承を得て、小委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 本規則は、2019 年 6 月 17 日から施行する。

*本規則は、家族性腫瘍コーディネーターの制度変更に伴い、家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度規則（2011 年 5 月 27 日施行）をもとに作成し 2019 年 6 月 13 日承認を得たものである。